

阪南市市民参画手続条例・解説付

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 附属機関等の委員の公募（第3条—第7条）

5 第3章 意見聴取手続（第8条—第15条）

第4章 雑則（第16条・第17条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、執行機関が阪南市自治基本条例（平成21年阪南市条例第21号。以下「自治基本条例」という。）第18条第1項に規定する市民参画の手続の実施に関し必要な事項を定め、市民の市政への参画を促進し、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

【参考】阪南市自治基本条例（抜粋）

(市民参画の手続)

※第17条は13ページに掲載しています。

第18条 前条の手続は、同条第1項に掲げる事項の内容に応じ、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 附属機関等への委員公募
- (2) パブリックコメント
- (3) 公聴会の開催
- (4) 前3号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認めるもの

市民参画手続条例

第2章 附属機関等の委員の公募

第3章 意見聴取手続

【解説】

この条例は、自治基本条例第18条第1項で規定されている市民参画手続を行う際に必要な事項について定めるもので、第1号「附属機関等への委員公募」については第2章「附属機関等の委員の公募」で、第2号「パブリックコメント」及び第3号「公聴会の開催」については、第3章「意見聴取手続」に、それぞれ定めています。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 5 (1) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。
- (2) 市 基礎的な地方公共団体としての阪南市をいう。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- 10 (4) 附属機関等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他市民、関係団体、有識者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する審議会、委員会、協議会、懇談会等をいう。
- (5) 意見聴取手続 パブリックコメント手続、公聴会手続その他広く意見を募集するために執行機関が行う手続をいう。

## 【解説】

15 この条例の中で使われている重要な用語の定義を定めています。第1号から第3号の定義は、自治基本条例（第3条）と同じです。

## 〈第4号〉

20 建設工事請負業者指名委員会など、もっぱら執行機関の事務を行うため、職員のみ、または主に職員で構成されるものは、執行機関の内部組織に属するので、附属機関等には該当しません。

## 【参考】地方自治法（抜粋）第138条の4第3項本文

25 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

第2章 附属機関等の委員の公募

(附属機関等の委員の公募)

5 第3条 執行機関は、次に掲げる事項の立案過程において、附属機関等を新たに設置し、又は附属機関等の委員を改選するときは、委員の一部を市民からの公募（以下「公募」という。）により選任しなければならない。

- 10 (1) 市の基本構想及びこれの実現のための基本計画の策定  
 (2) 市政の運営における基本的事項を定める計画等の策定又は改廃  
 (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃

2 前項の規定にかかわらず、執行機関は、次の各号のいずれかに該当する附属機関等を設置するときは、公募による選任をしないことができる。

- 15 (1) 法令等により委員の構成が定められている附属機関等  
 (2) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取扱う附属機関等  
 (3) 専門的かつ高度な知識等を有する委員により構成することが必要な附属機関等  
 (4) 前3号に掲げるもののほか、執行機関が委員公募による選任によることが適当でないと認める附属機関等

20 3 執行機関は、第1項の規定により選任する場合は、当該附属機関等の委員の任期の初日において、市議会議員及び市職員並びに市の2以上の附属機関等の委員にある者を当該公募委員に選任することができない。

25 4 執行機関は、第1項の規定により選任する場合は、附属機関等を設置する目的に応じ、資格要件を付して公募することができる。

5 執行機関は、第1項の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者が公募人数に達しないとき、又は前項の規定により資格要件を付した

場合において資格要件を満たす者が公募人数に達しないときは、その達しない人数の委員を公募によらず選任することができる。

【解説】

5 執行機関は、学識者の知識、関係者の経験などに基づく審議による答申や報告又は個人の知識や経験に基づく自由な意見交換などによる提言が必要な場合、附属機関等を設置します。これまでもさまざまな場面で活用されてきましたが、市役所にとって都合の良い市民を選び、継続的に特定の市民を委員としているのではないかという批判もありました。そこで、委員の一部に公募による市民を選任し、附属機関等の透明性及び公平性を確保します。

15 また、附属機関等は比較的少数の固定された構成員で特定課題について詳細な検討を行うため、一般にここで出された結論は市政に大きな影響を与えます。公募により選任された市民が議論に参加することにより、生活者である市民から直接聞いた意見を、市政に反映することができます。

第1号から第3号については、自治基本条例第17条第1項で規定している市民参画手続の対象となる事項と同じです。また本条例の第8条第1項で規定している「意見聴取手続の対象」の第1号から第3号とも同じです。

20 〈第1項第1号〉

「市の基本構想及びこれの実現のための基本計画」とは、総合計画のうち「基本構想」・「基本計画」をいいます。

〈第1項第2号〉

25 「市政の運営における基本的事項を定める計画等」とは市政全般や福祉、健康、教育などの各行政分野における長期的な視点にたった基本的な方向性を定める計画等をいい、構想、指針、方針等の名称は問いません。例としては、地域防災計画、都市計画マスタープラン、男女共同参画プラン、地域福祉推進計画、次世代育成支援対策地域行動計画、高齢

者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障がい者基本計画、健康はんな  
ん21、生涯学習推進計画などがあります。

5 なお、上記「市政の運営における基本的事項を定める計画等」に基づ  
いて作成する個別の事業計画などは、市政全般や各分野の長期的な視点  
にたった基本的な方向性を定めているものではないので、含まれません。  
〈第1項第3号〉

「広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす条例等の制定  
又は改廃」については、議論に公募委員を加え、市民の声を活かすこと  
が不可欠なため公募の対象としています。

10 〈第2項第1号〉

「法令等により委員の構成が定められている附属機関等」には、民生  
委員推薦会などがあります。

〈第2項第2号〉

15 「個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取扱う附属機関等」には、  
情報公開・個人情報保護審査会などがあります。

〈第2項第3号〉

「専門的かつ高度な知識等を有する委員により構成することが必要  
な附属機関等」には、予防接種健康被害調査委員会などがあります。

〈第3項〉

20 さまざまな立場の、より多くの市民の意見を市政に反映させるため、  
市議会議員及び市職員、同時に複数の附属機関等の委員を兼ねている方  
は公募による市民委員として選任できません。

25 なお、この規定は、市議会議員及び市職員、複数の附属機関等の委員  
を兼ねている方を、団体代表などの委員として選任することを妨げるも  
のではありません。

〈第4項〉

どの範囲の市民を公募委員の対象とするかは、それぞれの附属機関等  
の性格などにより異なるので、その都度適正な資格要件を付して公募す

ることができることとします。

〈第5項〉

公募を実施したものの応募者がいない場合又は応募者があったものの適任者と認められる者がなかった場合には公募によらないことも可とします。

ただし、応募者がいない場合については、公募実施の周知が不十分だと  
の批判を招かないよう留意すべきとともに、適任者がいない場合については、  
応募者への説明責任を明確に果たす必要があります。また、附属機  
関等の会議の開催などに時間的余裕がある場合は、再度の公募実施に努  
めるべきと考えられます。

(公募の方法)

5 第4条 執行機関は、委員を公募するときは、当該委員の公募について規則で定める事項を市の広報紙及び市のウェブサイトに掲載する方法その他市民に広く周知することができる方法により、十分な期間を設け募集しなければならない。

【解説】

10 委員の公募に当たっては、より多くの市民にその参画の機会があることを周知する必要があります。「その他市民に広く周知することができる方法」としては、市掲示板における掲示、担当部署の窓口での掲示、関係団体への説明などの方法が考えられます。

(応募の方法)

15 第5条 応募者は、規則で定める応募に必要な事項を記載した書類等(以下「申込書等」という。)を、公募を実施する執行機関に提出しなければならない。

【解説】

応募は、書類等の提出により行います。

(選考の方法等)

20 第6条 委員の選考は、申込書等による選考、面接、抽選又はこれらの方法を併せることにより行う。

2 執行機関は、選考の結果を速やかに応募者に通知しなければならない。

【解説】

25 〈第1項〉

委員の選考は、原則として書類や面接などにより行います。選考結果が同程度の評点がある場合や応募者が多数となる場合には、抽選による場合もあります。



(公募努力義務)

5 第7条 執行機関は、第3条第1項の規定により附属機関等の委員を公募するときのほか、附属機関等を新たに設置し、又は附属機関等の委員を改選するときは、自治基本条例の趣旨に鑑み、附属機関等の委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。この場合において、委員を公募するときは、第3条第3項から第5項及び前3条の規定を準用する。

【解説】

10 第3条第1項に定める以外の場合においても、市民生活に影響を及ぼす事案に関し附属機関等を新設する際や、委員の改選を行う際には、委員公募に努めます。

## 第3章 意見聴取手続

(意見聴取手続の対象)

第8条 執行機関は、次に掲げる事項（以下「対象事項」という。）を実施しようとするときは、次条で定める意見聴取手続の方法のうちい  
5 ずれか1以上の方法により行わなければならない。

- (1) 市の基本構想及びこれの実現のための基本計画の策定
- (2) 市政の運営における基本的事項を定める計画等の策定又は改廃
- (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃

- 10 (4) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (5) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
- (6) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改廃
- (7) 前各号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、執行機関は、次の各号のいずれかに該当  
15 すると認めるときは、意見聴取手続を実施しないことができる。

- (1) 関係法令等の制定又は改廃に基づくとき。
- (2) 軽微な改変にとどまり、実質的な改変を伴わないとき。
- (3) 補助機関の服務等に関するとき、又は機構の改変に関するとき。
- (4) 緊急に実施しなければならないとき。
- 20 (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するとき。

3 執行機関は、前項第4号に該当することにより意見聴取手続を実施  
しなかったときは、阪南市自治基本条例推進委員会に報告しなければならない。

## 【解説】

25 〈第1項第1～3号〉

第1号から第3号については、自治基本条例第17条第1項で規定している市民参画手続の対象となる事項と同じです。また本条例の第3条第1項で規定している「附属機関等の委員の公募」の対象となる事項と

も同じです。

〈第1項第1号〉

「市の基本構想及びこれの実現のための基本計画」とは、総合計画のうち「基本構想」・「基本計画」をいいます。

5 〈第1項第2号〉

「市政の運営における基本的事項を定める計画等」とは市政全般や福祉、健康、教育などの各行政分野における長期的な視点にたった基本的な方向性を定める計画等をいい、構想、指針、方針等の名称は問いません。例としては、地域防災計画、都市計画マスタープラン、男女共同参画プラン、地域福祉推進計画、次世代育成支援対策地域行動計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障がい者基本計画、健康はんなん21、生涯学習推進計画などがあります。

なお、上記「市政の運営における基本的事項を定める計画等」に基づいて作成する個別の事業計画などは、市政全般や各分野の長期的な視点  
15 にたった基本的な方向性を定めているものではないので、含まれません。

〈第1項第3号〉

「広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす条例」については市民の理解と協力が不可欠なため意見聴取手続の対象にしています。

〈第1項第4号〉

20 「市の基本的な制度を定める条例」とは、自治基本条例、行政手続条例、情報公開条例、個人情報保護条例などのように市政全般または個別行政分野における基本理念や基本方針、市政を運営する上での基本的な制度を定めるものをいいます。

〈第1項第5号〉

「市民に義務を課し、又は権利を制限する条例」は、市民の権利・義務にかかわり、市民生活などに重大な影響を与えるものであり、権利制限の限度や課せられる義務の内容などの合理性について、市民の理解と  
5 協力を得ながら検討する必要があることから、意見聴取手続の対象としたものです。

具体的な例としては、まちの美化に関する条例、自転車の放置防止に関する条例、ラブホテル建築規制条例、廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例、環境保全条例、空き地の適正管理に関する条例、文化財保護  
10 条例などがあります。

〈第2項第1～4号〉

第1号から第4号の意見聴取手続を省略できる事項については、自治基本条例第17条第2項で掲げられた市民参画手続を省略できる事項と同じです。

15 〈第2項第3号〉

補助機関とは、市長や教育委員会などの執行機関を補助して、日常のいろいろな仕事を実際に行う人たちのことをいいます。副市長、会計管理者、職員など。

〈第2項第5号〉

20 「市税の賦課徴収その他金銭の賦課徴収に関するとき」については、反対の意見に偏りがちなので、建設的な意見を期待する意見聴取手続きに馴染なじまず、また、地方自治法第74条第1項で地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に係る条例の制定・改廃が直接請求の対象外となっていることを踏まえ、意見聴取手続の対象から除きます。

25

【参考】 阪南市自治基本条例（抜粋）

（計画策定等における市民参画）

第17条 執行機関は、次に掲げる事項を実施するときは、あらかじめその事項を公表し、市民の参画の手続を実施しなければならない。

5 (1) 基本構想（総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想をいう。第26条において同じ。）及びこれの実現のための基本計画の策定

(2) 市政の運営における基本的事項を定める計画等の策定又は改廃

10 (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃

2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の手続を実施しないことができる。

(1) 関係法令等の制定又は改廃に基づくとき。

(2) 軽微な改変にとどまり、実質的な改変を伴わないとき。

15 (3) 補助機関の服務等に関するとき、又は機構の改変に関するとき。

(4) 緊急に実施しなければならないとき。

## (意見聴取手続の方法)

第9条 意見聴取手続の方法及びその概要は、次のとおりとする。

(1) パブリックコメント手続 対象事項の立案過程において、対象事項の案の趣旨、目的、内容その他必要な事項を広く公表し、意見を募集し、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び意見に対する執行機関の考え方を公表する一連の手続をいう。

(2) 公聴会手続 対象事項の立案過程において、対象事項の案の趣旨、目的、内容その他必要な事項を広く公表し、公述を希望する者から事前に意見の要旨の提出を受け、公式の場でその意見を聴く手続をいう。

2 執行機関は、前項各号に定めるもののほか、より効果的と認められる意見聴取手続の方法があるときは、これを積極的に用いるよう努めるものとする。

## 【解説】

## 〈第1項〉

一般的に活用されている意見聴取手続の方法であるパブリックコメント手続については第12条で、公聴会手続については第13条でそれぞれ定めています。

## 〈第2項〉

執行機関は、対象事項の内容や性質を勘案し、パブリックコメント手続、公聴会手続以外で、より効果的な意見聴取手続の方法がある場合は、その方法を活用します。パブリックコメント手続、公聴会手続以外の意見聴取手続の方法には、例えば、次のようなものがあります。

ア ワークショップ（参加した市民と執行機関又は参加した市民同士が問題点を共有し、認識しながら、自由な議論、共同作業などを通し合意形成を図るために行う会合）の開催

イ 対話型説明会（執行機関が対象事項の趣旨、目的、内容を説明し、参加した市民からの意見を収集し、又は参加した市民と意見交換するこ

とを目的として開催する説明会などの会合)の開催

また、執行機関は、より効果的な意見聴取手続の方法を調査し、研究するよう努めます。調査・研究した意見聴取手続の方法については、その効果の程度、経費、影響などを十分考慮した上で、これを積極的に用

5 いるよう努めます。

(対象事項の案等の公表)

第10条 執行機関は、意見聴取手続を実施するときは、実施の周知及び意見の提出に十分な期間を設け、対象事項の案を公表しなければならない。

5 2 執行機関は、前項の規定により対象事項の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表しなければならない。

(1) 対象事項の案を作成した趣旨及び目的並びに経緯

(2) 対象事項の案の作成に際し整理した執行機関の考え方及び論点

(3) 対象事項の案を理解するために必要な関連資料

10 【解説】

〈第1項〉

執行機関は、意見聴取手続対象事項の性質や市民の関心の高さなどを考慮し、最も効果が期待できる適切な時期に対象事項の案を公表し、意見聴取手続を実施します。

15 「十分な期間」については、パブリックコメント手続（第12条）と公聴会手続（第13条）でそれぞれ具体的に定めています。

〈第2項〉

公表する内容は、分かりやすく、正確かつ十分な情報となるよう、対象事項の案のほか、作成した趣旨や背景、執行機関の考え方なども公表  
20 します。また、当該対象事項を理解するために必要な関連資料も添付します。

関連資料としては、次に掲げるものから執行機関が必要に応じて準備  
します。

ア 対象事項の案の概要

25 イ 根拠となる法令

ウ 計画の策定又は改定にあたっては、上位の計画等の概要

エ 対象事項の案の実施により生じることが予測される影響の程度及び  
範囲



- オ 附属機関等において審議又は検討された場合にあっては、当該審議又は検討の概要がわかる書類
- カ その他必要な資料

5

(公表方法)

第11条 執行機関は、対象事項の案及び前条第2項各号に掲げる資料(以下「案等」という。)を次に掲げる方法により公表するものとする。

(1) 市のウェブサイトへの掲載

10

(2) 執行機関が指定する場所での閲覧

2 執行機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、市の広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法を活用し、意見聴取手続の実施の周知に努めるものとする。

15

3 執行機関は、第1項の規定にかかわらず、案等の内容が著しく大量となる場合は、その概要を同項各号に掲げる方法により公表するものとし、案等の全てについては、次に掲げるいずれかの場所での閲覧のみとすることができる。

(1) 市民情報コーナー

(2) 担当部署の窓口

20

#### 【解説】

〈第2項〉

対象事項の性質や内容によっては、必要に応じて説明会を開催することにより、案の趣旨や目的、内容について、一層の周知を図ることができます。

25

〈第3項〉

公表する案等が大量になるなど、その全てを市のウェブサイトに掲載することが困難な場合には、概要を第1項の方法により公表します。この場合、公表する案等、全てを閲覧できる場所を明確にして周知します。

(パブリックコメント手続)

第12条 パブリックコメント手続における意見を提出することができる者の範囲は、次に掲げる者とする。

(1) 市民

5 (2) 対象事項に利害関係を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか意見を提出する意思がある者

2 執行機関は、パブリックコメント手続を実施するときは、第10条の規定によるもののほか、次に掲げる事項を併せて公表しなければならない。

10 (1) 意見の提出先、提出方法及び提出期間

(2) 前号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認める事項

3 前項第1号に規定する意見の提出期間は、案等の公表の日から起算して30日以上としなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により30日の期間を確保できない場合は、この限りでない。

4 パブリックコメント手続における意見の提出方法は、規則で定める。

5 執行機関は、対象事項の案を公表した後に当該案を変更する場合は、パブリックコメント手続を再度実施するものとする。ただし、変更箇所が語句の修正等の軽微なものである場合は、再度の実施を省略することができる。

【解説】

〈第1項〉

「意見を提出することができる者」には、個人及び法人その他の団体を含みます。

25 〈第3項〉

意見の提出期間は、案等を検討するための十分な期間を設けるため「30日以上」としています。

「緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由」とは、災害や不慮

の事態が生じ、時間的な制約があるため30日以上の間を設けることができない場合などをいいます。

(公聴会手続)

第 1 3 条 公聴会で公述できる者の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 市民
- (2) 対象事項に利害関係を有する者
- 5 (3) 前 2 号に掲げる者のほか執行機関が必要と認める者

2 執行機関は、公聴会を開催しようとするときは、第 1 0 条の規定によるもののほか、次に掲げる事項を併せて公表しなければならない。

- (1) 公聴会の開催日時及び場所
- (2) 公聴会で公述できる者の範囲
- 10 (3) 公聴会で公述しようとする意見の要旨及びその理由（以下「意見の要旨等」という。）の提出先、提出方法及び提出期間
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認める事項

3 前項第 1 号に規定する公聴会の開催日時は、案等の公表の日から起算して 3 0 日を経過した日以後の日としなければならない。

15 4 意見の要旨等の提出方法は、規則で定める。

5 第 2 項第 3 号の規定により定める意見の要旨等の提出期間は、同項の公表の日から起算して 1 4 日以上としなければならない。

6 執行機関は、提出期間に意見の要旨等の提出がなかったときは、公聴会の開催を中止するものとする。この場合においては、中止の旨を  
20 公表しなければならない。

7 執行機関は、災害その他やむを得ない理由により公聴会を開催できないときは、延期することができる。この場合においては、延期の旨及び延期した公聴会の開催日時及び場所について、延期後の公聴会の開催を予定する日の 7 日前までに公表しなければならない。

25 8 公聴会は、執行機関が指名する者が議長となり主宰するものとする。

9 議長は、公聴会の議事録を作成し、執行機関に提出するものとする。

1 0 執行機関は、前項の規定により提出された議事録を公表しなければならない。ただし、阪南市情報公開条例（平成 1 2 年阪南市条例第

26号)第6条各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)に該当する事項については、この限りでない。

【解説】

〈第2項〉

- 5 多くの市民からの幅広い参加を求めるため、開催日時、開催場所、公述できる者の範囲などについて、広報紙・市のウェブサイトへの掲載などにより公表します。また、状況に応じてポスターやチラシなどにより公表します。

〈第3項〉

- 10 公聴会の開催日時は、案等を検討するための十分な期間を設けるため、「30日を経過した日以後の日」と規定しています。

〈第6項〉

公聴会の開催を中止する場合は、市のウェブサイトなどその他広く周知することができる方法により公表します。

- 15 なお、意見の要旨等の提出がなかったため、公聴会の開催を中止した場合、意見聴取手続を実施したものとみなしますが、期間に余裕がある時は、その他の方法により意見聴取手続を行うよう努めます。

〈第10項〉

- 20 執行機関は阪南市情報公開条例に規定する非公開情報に該当するものは除き、議長より提出された議事録を公表しなければなりません。

(意見の活用)

第14条 執行機関は、意見聴取手続により提出された意見を考慮して対象事項について意思決定を行うものとする。

2 執行機関は、前項の規定による意思決定を行ったときは、速やかに次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、非公開情報に該当する事項については、この限りでない。

(1) 提出された意見の概要

(2) 提出された意見に対する執行機関の考え方

(3) 対象事項の案を修正したときは、修正内容及び修正理由

3 執行機関は、前項の規定による公表については、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 意見を提出した者に対する個別の回答は行わない。

(2) 類似の意見については、その概要及びこれに対する執行機関の考え方をまとめて公表する。

4 第11条第1項及び第2項の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

【解説】

〈第1項〉

執行機関は、提出された意見を対象事項に反映するかどうか十分に検討した上で最終的な意思決定を行います。なお、提出された意見は必ず反映するというものではありません。

〈第2項〉

執行機関が最終的な意思決定を行うにあたり、提出された意見及びこれに対する執行機関の考え方を公表します。提出された意見に基づいて対象事項の案を修正した場合はその修正内容を公表します。

〈第3項〉

類似した意見が多数あった場合は、事務の効率性を確保するため、その内容を大きく変えない範囲で整理又は要約して公表します。

〈第4項〉

意見の公表は、市のウェブサイトへの掲載や担当部署での閲覧などにより行います。

(手続の特例)

第15条 執行機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、意見聴取手続を実施しないことができる。

- 5 (1) 附属機関等が意見聴取手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に基づき対象事項を決定するとき。
- (2) 法令の規定により、縦覧等の手続を実施することとされている対象事項について、意見聴取手続と同様の手続を行ったとみなされるとき。

【解説】

10 〈第1号〉

附属機関等がこの条例に定める意見聴取手続に準じた手続を経て答申などを策定し、市がその答申などを受けて意思決定を行う場合は、同様の案について本手続を繰り返すことは費用対効果や効率性の観点から、この条例に定める意見聴取手続を省略することができます。

15 〈第2号〉

法定縦覧手続など、案の公表、意見聴取手続が法令で定められており、提出された意見及びこれに対する執行機関の考え方を公表することで、意見聴取手続と同等の手続が行われているとみなされる場合は、同等の効果があるものと考えられるため、意見聴取手続を実施しないことができるとしています。具体的には都市計画法で定める都市計画案の縦覧があります。

20



第4章 雑則

(一覧表の作成等)

5 第16条 執行機関は、委員を公募している附属機関等及び意見聴取手続を行っている対象事項の一覧を作成し、市のウェブサイトへの掲載のほか、周知に適した方法により公表するものとする。

【解説】

10 執行機関は、委員を公募している附属機関等及び意見聴取手続を行っている対象事項については、市のウェブサイトを実施案件や実施状況を一覧表示し、わかりやすい情報提供を行います。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

15 (施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に立案過程にある対象事項については、この条例の規定は適用しない。

20 【解説】

〈経過措置〉

この条例の円滑な導入を図るため、施行日において現に立案過程にある対象事項については、スケジュールなどに配慮し、この条例は適用しません。